

## 議第47号

## 京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

## 京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

別表第1<sup>ちゅう</sup> 厨房設備の項中「ドロップイン式こんろ又はキャビネット型グリル付こんろ」を「組込み型こんろ又はキャビネット型こんろ（いずれもグリル又はグリドルが付属するものを含む。）」に改め、同表調理用器具の項中「又は卓上型グリル付こんろ」を「(グリル又はグリドルが付属するものを含む。）」に改め、同表電気こんろの項から電磁誘導加熱式調理器の項までを次のように改める。

電気調理用機器	不燃以外	電気こんろ、レンジ又は電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態に限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	入力 <sup>が</sup> 4.8キロワット以下であり、1口当たり2キロワットを超え、3キロワット以下のもの	100	2	2	2
					20 注8		20 注8	
					10 注9		10 注9	
				入力 <sup>が</sup> 4.8キロワット以下であり、1口当たり1キロワットを超え、2キロワット以下のもの	100	2	2	2
					15 注8		15 注8	
					10 注9		10 注9	
		電気こんろ、レンジ又は電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態に限る。)	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	入力 <sup>が</sup> 4.8キロワット以下であり、1口当たり1キロワット以下のもの	100	2	2	2
					10 注8 注9		10 注8 注9	
				入力 <sup>が</sup> 5.8キロワット以下であり、1口当たり3.3キロワット以下のもの	100	2	2	2
					10 注9		10 注9	

	不燃	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	入力が4.8キロワット以下であり、1口当たり3キロワット以下のもの	80	0		0
					0 注8 注9		0 注8 注9
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	入力が5.8キロワット以下であり、1口当たり3.3キロワット以下のもの	80	0		0
					0 注9		0 注9

別表第1備考11中「離隔距離（）」の右に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における」を加え、同備考12中「電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の」を「機器」に、「距離（）」を「離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における）」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、<sup>ちゅう</sup>厨房設備、調理用器具及び電磁誘導加熱式調理器に係る離隔距離に関する基準を整備する必要があるので提案する。